

森林土木工事等における「女性活躍推進モデル工事」実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、女性の登用の促進や女性が働きやすい職場環境の整備など、女性の活躍の場の拡大及び女性技術者等の確保・育成のために試行する「女性活躍推進モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 本要領は、宮城県が発注する治山及び林道事業に係る工事並びに業務（以下「森林土木工事等」という。）を対象とする。

(実施方法)

第3 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、本取り組みの対象工事である旨を明示する。

2 受注者は、女性の主任技術者、監理技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「女性技術者」という。）もしくは、女性技能者を配置するよう努めるものとする。

3 担当技術者は、受注者と直接の雇用関係があり、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者とする。

4 受注者は、担当技術者に女性技術者を配置する場合は、契約締結後10日以内に、「女性担当技術者・技能者配置通知書」（別紙2）を発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、女性技能者を配置する場合は、従事する10日前までに「女性担当技術者・技能者配置通知書」（別紙2）を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、女性技術者を配置する場合又は女性技能者が現場に就労する場合は、女性専用の快適トイレ及び更衣室を発注者と協議のうえ設置するものとする。

6 男女別の快適トイレの設置に当たっての仕様は、別紙3に基づくものとする。

(積算方法)

第4 発注者は、森林土木工事等の積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとする。

2 発注者は、受注者と協議のうえ、女性専用の快適トイレ及び更衣室等の設置費用について、別紙4に基づき計上するものとする。

(工事成績考査等)

第5 発注者は、女性技術者が配置された場合又は、女性技能者が就労した場合で、次に掲げる要件に該当する場合は、別紙5に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

(1) 主任技術者、監理技術者、現場代理人のいずれかに配置された場合は、全工期の50%を超える期間従事していること。

(2) 担当技術者として配置された場合、又は女性技能者が就労した場合は、担当する分野に係る期間の50%を超える期間従事していること。

(3)(1)及び(2)の期間の対象は、着手日を指定した当該工事の場合においては、工事に着手した日までの日数を除いた期間、工事一時中止があった場合においては、その中止期間を除いた期間を対象とする。

2 発注者は、受注者が女性技術者を配置できなかった場合、又は女性技能者が就労しなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。

附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行し、令和4年7月1日以降に入札公告する森林土木工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行し、令和5年9月1日以降に入札公告する森林土木工事等から適用する。

入札公告及び特記仕様書への「女性活躍推進モデル工事」である旨の明示

1. 入札公告への明示

女性活躍推進モデル工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

入札公告記載例

〇〇. その他

(〇) 本工事は、女性活躍推進モデル工事の対象である。

2. 特記仕様書への明示

女性活躍推進モデル工事は、特記仕様書（現場説明書）の特記事項（その他）に以下のとおり記載するものとする。

特記仕様書（現場説明書）記載

特記事項（その他）

〇〇. 女性活躍推進モデル工事

(〇) 本工事は、女性活躍推進モデル工事の対象である。実施にあたっては、森林土木工事等における「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。

実施要領は、宮城県水産林政部森林整備課ホームページで確認のこと。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/shinrindobokukouziyouryou.html>)

女性担当技術者・技能者配置通知書

令和 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

受注者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付けで契約締結した

工事について、森林土木工事等における「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき、女性担当技術者・技能者を下記のとおりを定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

記

- 1 . 女性担当技術者・技能者氏名
- 2 . 担当工種内容と予定従事期間

快適トイレの仕様

受注者は、女性技術者を配置する場合又は女性技能者が現場に就労する場合、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

なお、（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

１．快適トイレに求める機能

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg以上）

２．付属品として備えるもの

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

３．推奨する仕様、付属品

- （１２）室内寸法 900×900 mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

女性専用の快適トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について

1. 当初積算

発注者は当初積算において、現場環境改善費の率分を計上するものとする。

2. 設計変更での費用計上

(1) 女性専用快適トイレ

受注者が女性技術者を配置した場合、又は女性技能者が現場に就労する場合は、以下に基づき、男女別の快適トイレの設置費用を、設計変更時に現場環境改善費の積上げ分として計上するものとする。

- 受注者は、男女別快適トイレの設置に当たって、別紙 3 「快適トイレの仕様」を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定するものとする。
- 受注者は、設計変更時において、支出実態のわかる資料により設計変更の対象額を発注者と協議するものとする。
- 設計変更の対象は、設置費用（円/基・月）から 10,000 円（従来品の費用）を控除した額と、積算上限額 51,000 円/基・月を比較し、安価な方を設計変更の対象とする。
- 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費の率分の対象とするものとする。
- 数量としての上限を男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。
- 別紙 3 「快適トイレの仕様」の「2. 付属品として備えるもの」及び「3. 推奨する仕様、付属品」に係る費用については、それぞれ現場環境改善費の率分の対象とするものとする。
- 快適トイレの運搬費は、共通仮設費（率）に含むものとする。

(2) 女性専用更衣室

女性専用の更衣室の設置費用については、現場環境改善費の率分（営繕関係）の対象とするものとする。

女性技術者を配置する場合の工事成績考査における加点評価

モデル工事において、主任技術者、監理技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者が配置された場合、又は女性技能者が就労した場合で、第5条に掲げる要件に該当する場合は、工事成績考査において、以下のとおり加点評価を行うものとする。

<総括監督員>

考査項目	細別	加点内容
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p><u>工事現場に女性専用の快適トイレ及び仮設更衣室を設置した場合</u>は、事例番号9（その他）の項目に、<u>以下のとおり記載し、加点</u>するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 9. その他（理由：女性躍進推進モデル工事－女性の就労機会の拡大） <p>※加点の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性技術者が配置されるか、又は女性技能者が就労した場合 2点